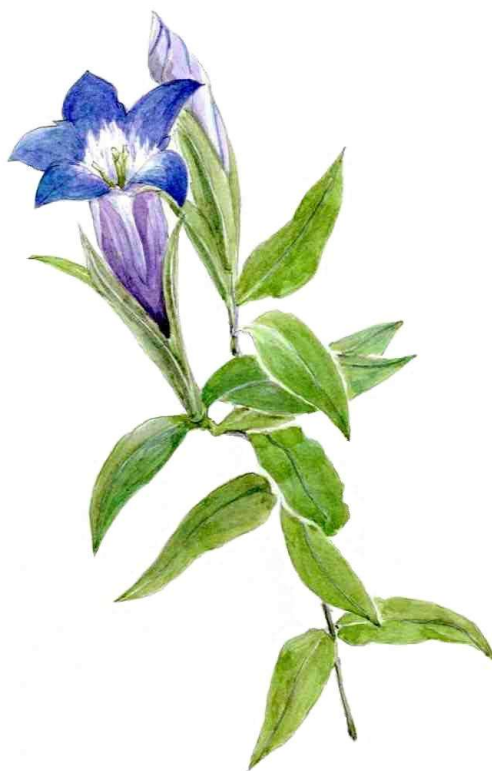


---

## 序章 緑の基本計画の概要

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画策定の経過
- 3 緑を取り巻く社会状況の変化
- 4 改定の趣旨
- 5 計画期間・計画フレーム



リンドウ

## I 計画の位置づけ

### (1) 緑の基本計画とは

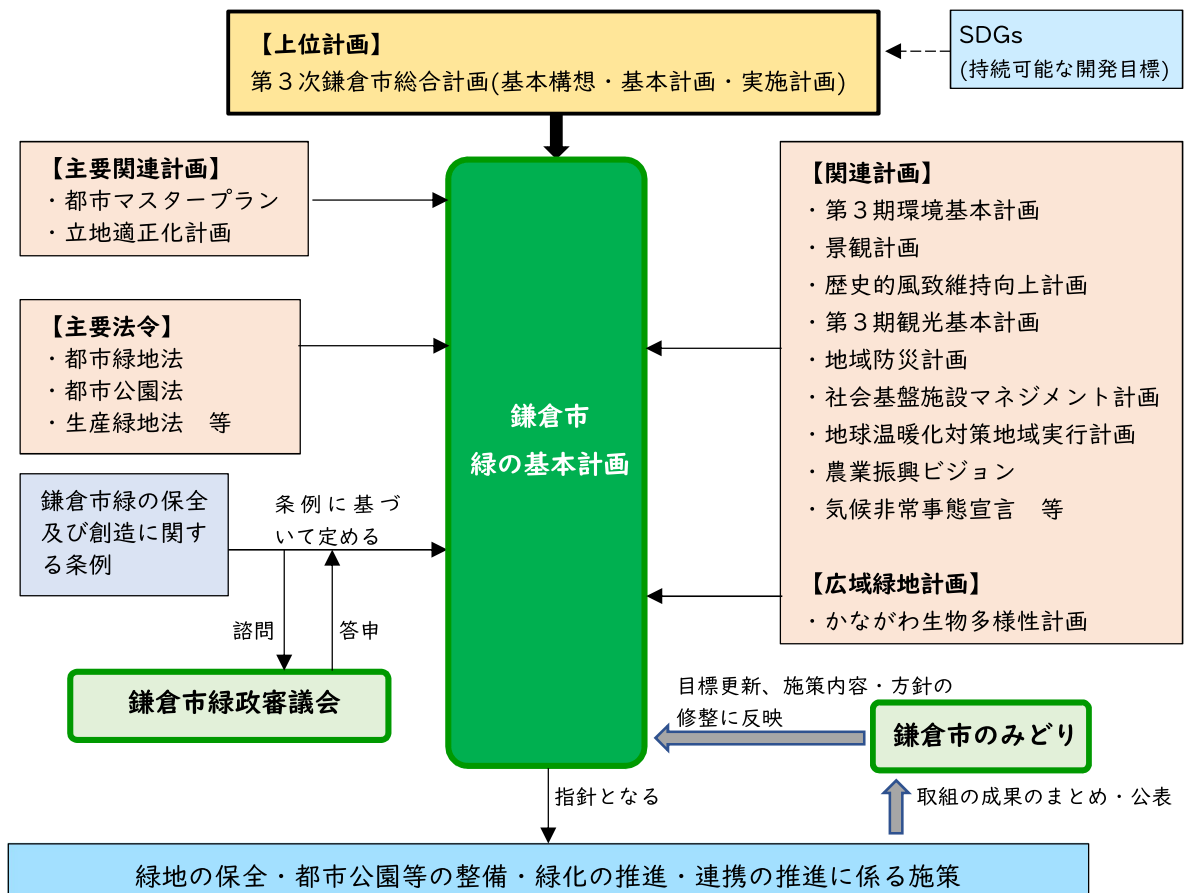
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進するために策定する計画で、次のような特色があります。

- 樹林地、農地、公園、河川、街路樹、住宅や工場の植栽地などの様々な緑とオープンスペースが計画対象となります。
- 法律に基づく措置から官民の連携・協働による事業、市民の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- 市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、計画内容の公表や住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられています。
- 緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、鎌倉市総合計画に掲げる将来都市像を実現するための緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画や関連計画との関係は次のように示されます。

本市では、緑の基本計画に基づく毎年の取組の状況を「鎌倉市緑政審議会」に報告した上で、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」で公表し、進行管理に活用しています。



図序-1 緑の基本計画の位置づけ

## 2 計画策定の経過

鎌倉市緑の基本計画は、平成8年(1996年)の策定以降、三度の改定(一度の部分改定を含む)を行ってきました。

### 【計画策定の経過】

#### ■当初策定

○「平成6年(1994年)6月」に都市緑地保全法の改正に基づき緑の基本計画制度が創設されたことを受け、本市は全国に先駆けて平成8年(1996年)4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。



#### ■施策展開により変更があった部分を一部見直し

○平成13年(2001年)6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版(鎌倉市緑の基本計画-緑の施策の展開と実績)を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年間に向けての課題を整理しました。



#### ■計画実現に向けた施策展開に重点を置いた見直し

○平成18年(2006年)7月に、当初計画策定後の10年間の施策展開の状況や、景観緑三法の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画内容を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた全面改訂を行いました。



#### ■施策展開と事業展開を向上させる新たな施策体系を示す

○平成23年(2011年)9月に、それまで推進してきた緑地の保全、都市公園の整備、緑の創造の成果を踏まえて、生物多様性保全や低炭素都市づくり等の社会動向を勘案し、緑政上の諸課題の解決と計画の充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画を全面改訂しました。



○平成26年(2014年)には、緑の基本計画見直しの必要性について検討し、緑の将来都市像の実現のための施策に反映すべき事項が無いこと、計画期間内にめざすべき法指定の目標に大きな変更が無いことなどの理由により、計画を見直さないこととしました。

### 【本市の緑に係わる動向】

- 平成元年(1989年) 市議会が三大緑地に対する基本方針を表明
- 平成6年(1994年) 都市緑地保全法の改正
- 平成7年(1995年) 鎌倉市緑地保全条例の制定に向けた22万人署名による議会陳情
- 平成8年(1996年) 第3次鎌倉市総合計画を策定
- 平成9年(1997年) 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例を制定
- 平成10年(1998年) 鎌倉市緑政審議会を設置  
鎌倉市都市マスタープランを策定
- 平成12年(2000年) 歴史的風土保存区域の指定拡大
- 平成15年(2003年) 歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- 平成16年(2004年) 都市緑地法・都市公園法の改正、景観法の制定
- 平成17年(2005年) 常盤山特別緑地保全地区の都市計画決定
- 平成18年(2006年) 近郊緑地保全区域指定拡大
- 平成19年(2007年) 鎌倉市景観計画を策定
- 平成20年(2008年) 「鎌倉市のみどり」を公表
- 平成20年(2008年) 生物多様性基本法の制定、歴史まちづくり法の制定

### 3 緑を取り巻く社会状況の変化

前計画策定後の10年間における、本市の緑を取り巻く社会状況の変化として、次のような点が挙げられます。

#### ■社会経済状況の変化

##### ○自然災害の激甚化

- ・近年は、洪水や土砂災害を引き起こす台風・大雨の発生回数が増加しており、本市においても多くのがけ崩れや倒木等の被害が発生しています。こうした災害発生要因の一つとして樹林地の管理不足があり、危険木・大径木の増加などへの対応が喫緊の課題となっています。

##### ○温室効果ガスの削減の動き

- ・平成17年(2005年)に京都議定書が発効し、森林が吸収源として認められました。平成31年(2019年)3月には、森林の有する温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要なる財源を安定的に確保することを目的とする、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。
- ・自然災害の防止の観点からも、温室効果ガスの削減は大きな課題となってきました。平成27年(2015年)には、フランスのパリで開催されたCOP21において、世界共通の長期目標として平均気温上昇を抑えることを定めたパリ協定が採択されました。一方、本市は、令和2年(2020年)2月に気候非常事態宣言を行い、温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこととし、同年10月に、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。  
これらの動きに関連して、都市における二酸化炭素吸収源であり、ヒートアイランドの緩和にも大きな役割を果たす緑の重要性が見直されています。

##### ○人口減少と少子高齢化

- ・本市の人口は減少傾向が続いており、2030年に16.3万人、2060年には13.4万人にまで減少すると予測されています。また、高齢化も進行しており、今後は更に進むことが予測されています。こうした状況は、土地所有者の高齢化等による放置山林の増加などの形で問題化しています。

##### ○財政状況の変化

- ・厳しい財政状況が継続する中で、市は「社会基盤施設マネジメント計画」を策定し、インフラ総量の抑制と適切な管理を進めています。こうした中で、公園や緑地についてもより一層の効率的な維持管理等が強く求められており、同時に新たな財源の確保が課題となっています。

##### ○SDGsの視点を導入したまちづくり

- ・平成27年(2015年)の国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の考え方は、多くの都市でまちづくりの指標に掲げられるようになってきており、本市においても、鎌倉市総合計画・第4期基本計画にSDGsの視点を盛り込んでいます。

##### ○グリーンインフラの視点に立った取組

- ・グリーンインフラは、自然環境の有する機能を社会の様々な課題解決に活用しようとする考え方で、近年は防災・生態系保全・景観形成などのまちづくりの様々な分野で、グリーンインフラの視点に立った取組が始まっています。

#### ■緑に関する状況の変化

##### ○自然環境の変化

- ・樹林地については、樹木の生育に伴って大径化が進行し、伐採や枝払い等の管理作業が困難な場所が増えています。

### ○市の負担の増加

- ・平成23年(2011年)8月の第2次一括法の施行に伴う都市緑地法等の改正で、10ha以上の特別緑地保全地区の指定や土地の買入れ事務が市へ移譲されたことから、市の負担が多くなり、財政負担も大きくなっています。

### ○ボランティア活動の限界

- ・市では、土地所有者への支援策や緑地の維持管理に関する担い手の育成を進めていますが、一方で、所有者や担い手の高齢化などにより、ボランティア活動のあり方について見直す必要性が出てきています。

### ○新しい生活様式の確立とオープンスペースに対するニーズの高まり

- ・令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症※1の拡大を契機として、職住近接や密の回避※2等、生活様式が変化しています。このことにより、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりや、グリーンインフラとしての緑の重要性が再認識されました。

## ■関連法令の改正等

- 平成29年(2017年)の都市緑地法の改正で、農地を緑地として政策に組み込むこととなりました。

- 平成29年(2017年)の都市緑地法の改正で、空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市区町村長の認定を受けて、一定期間活用する市民緑地認定制度が創設されました。

- 平成29年(2017年)の都市公園法の改正で、民間事業者が公園内で公共還元型の収益施設を設置管理することができる「公募設置管理制度(Park-PFI制度)」が創設されました。この制度を活用した公園整備が各都市で進められています。

- 平成29年(2017年)6月の生産緑地法の改正で、生産緑地指定後30年を経過した後も生産緑地制度を活用して農地を保全できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

また、生産緑地の貸借制度も創設され、自作が困難な場合でも貸借によって生産緑地を維持することが可能になりました。

※1 2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、2020年1月30日、世界保健機関(WHO)により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言され、3月11日にはパンデミック(世界的な大流行)の状態にあると表明された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2021年2月12日15時時点、感染者数(死亡者数)は、世界で107,778,070例(2,368,501例)、194カ国・地域(集計方法変更:海外領土を本国分に計上)に広がった。  
(国立感染症研究所 感染症疫学センターHPから転記)

※2 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であり、この状況を避けることが「密の回避」と呼ばれて、推奨されている。

表序-1 緑に関する主な動向（平成 23 年以降）

年月	内容
平成 23 年(2011 年)3 月	東日本大震災が発生
平成 23 年(2011 年)8 月	第 2 次一括法の施行に伴い、特別緑地保全地区内の土地の買入れ事務等が市へ移譲
平成 27 年(2015 年)8 月、9 月	グリーンインフラの推進が盛り込まれた、国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画が閣議決定。
平成 27 年(2015 年)9 月	国連総会で、SDGs(持続可能な開発目標)が採択された。
平成 29 年(2017 年)6 月	都市緑地法の改正、農地を緑地として政策に組み込む。
	都市緑地法の改正、市民緑地認定制度の創設
	都市公園法の改正、「公募設置管理制度(Park-PFI 制度)」の創設
	生産緑地法の改正、「特定生産緑地制度」の創設
平成 31 年(2019 年)4 月	森林環境税及び森林環境譲与税の創設
令和 2 年(2020 年)3 月	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりやグリーンインフラとしての緑の重要性が再認識された。

#### 4 改定の趣旨

平成 23 年(2011 年)の緑の基本計画から 10 年が経過し、この間、少子高齢化、気候変動に伴う災害発生危険度の増大、環境問題の顕在化、財政状況の変化など本市を取り巻く経済社会状況も大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、これまでの成果をさらに発展させるとともに、関連法令の改正等に適切に対応し、持続可能な都市を構築していくため、この度、新たな緑の目標・方向・施策を盛り込んだ計画の改定を行いました。

#### 5 計画期間・計画フレーム

##### (1) 計画期間

○鎌倉市緑の基本計画は、当初計画より計画期間を 20 年間とし実現に向けた取組を推進してきました。本計画についても、計画期間を令和 4 年(2022 年)～23 年(2041 年)までの 20 年間とし、中間年次を「令和 13 年(2031 年)」とします。

○本計画は、一定の計画期間は定めるものの、グリーン・マネジメントの実践によって目標実現に向けた進行管理を行っていきます。

○今後、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、鎌倉市総合計画を上位計画とする関係行政計画の考え方や改定に応じて、概ね 5 年ごとに見直しを検討し、必要に応じて改定等を行います。

上位・関連計画	R4(2022)	R7(2025)	R10(2028)	R13(2031)	R23(2041)
総合計画	第 3 次		第 4 次(R8～)		
都市マスタープラン					
緑の基本計画					

図序-2 緑の基本計画及び関連計画の計画期間

##### (2) 計画対象区域

○本市の全域(約 3,966ha※)を計画対象区域とします。

※ 国土地理院が公表した令和 3 年 10 月 1 日時点での面積 (km<sup>2</sup>) を都市計画的な表記 (約 ha) にした。

### (3)計画対象人口

○計画対象人口については、平成31年(2019年)3月時点での将来人口推計が示されており、これに基づいて20年後の計画対象人口を約156,000人(2040年の目標人口を採用)と設定しています。

表序-2 計画フレーム

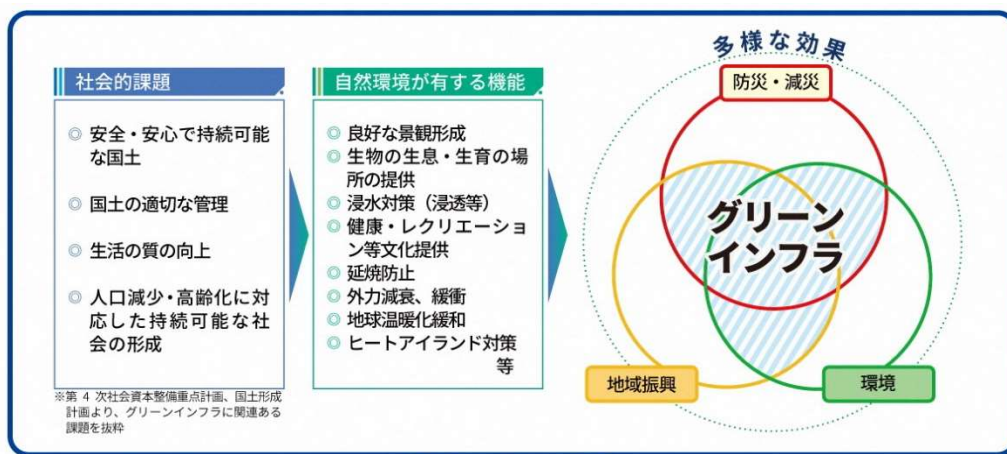
年次	現況令和2年(2020年)	中間年次令和13年(2031年)	目標年次令和23年(2041年)
人口規模*(人)	170,739	163,401	156,149
市街化区域(ha)	約2,569	約2,569	約2,569
市域面積(ha)	約3,967	約3,967	約3,967

※2019年3月18日時点の人口推計(目標人口)による。2031年の人口は2030年、2041年の人口は2040年の数値を採用している。

### コラム グリーンインフラ

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境(緑、水、土、生物等)が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組をいいます。

「インフラ」は、従来の道路等のハード施設だけを指すのではなく、公共・民間が行う地域社会の活動を支えるソフトの取組等も含まれます。また、ここでいう「グリーン」は、単に緑や植物を言うのではなく、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かして、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持っています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

### グリーンインフラの考え方

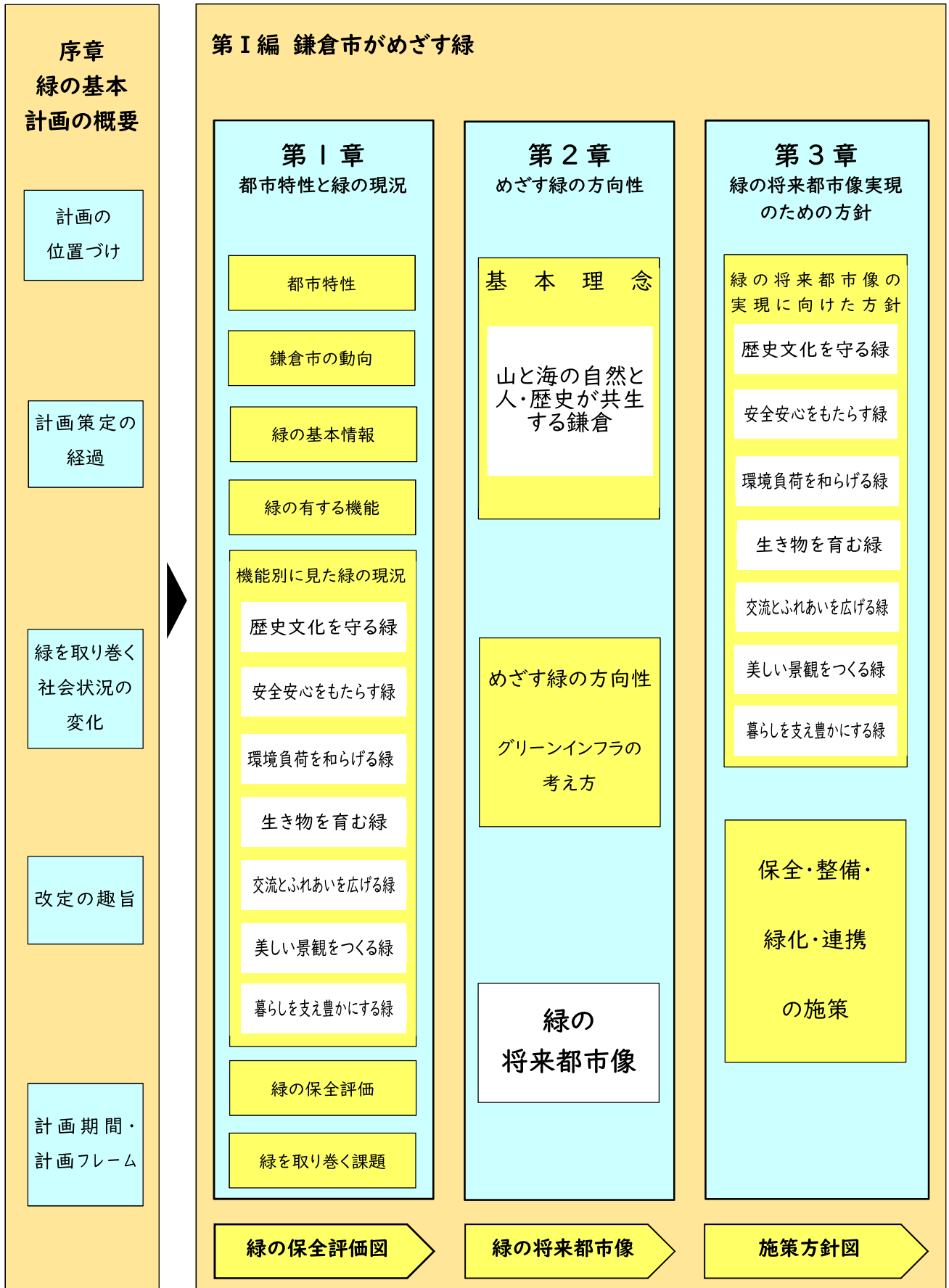
(国土交通省 HP から転載 [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_fr\\_000143.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html))

本市が今まで緑の基本計画で進めてきた取組や事業は、ハード・ソフトの両面において、自然が有する多様な機能を活用してきたことから、まさにグリーンインフラの取組と言えるものです。

本市はこれからもこの取組を推し進め、魅力あるまちづくりに寄与していきます。

図序-3 グリーンインフラ

(4)計画の構成





## 第Ⅱ編 緑の将来都市像実現のための施策と制度・事業等

### 第4章

計画の実現に向けた  
考え方、施策と制度・  
事業の体系

グリーン・マネジメント

リーディング・  
プロジェクト

緑の質の向上

緑のネットワー  
クの形成

多様な連携と資  
源の利活用

施策と制度・事業の  
体系

4つの施策の柱

保全

整備

緑化

連携

制度・事業の  
内容と方針

### 第5章

特定地区の  
保全・整備・緑化の方針

都市計画等により定める区域

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

特別緑地保全地区

風致地区

生産緑地地区

都市公園等

緑の基本計画で設定する区域

保全配慮地区

緑化重点地区

### 第6章

流域を踏まえた  
地域別の方針

流域計画の基本的  
考え方

流域別の方針

滑川流域

極楽寺川  
流域

神戸川  
流域

柏尾川  
左岸下流域

柏尾川  
左岸上流域

柏尾川  
右岸流域

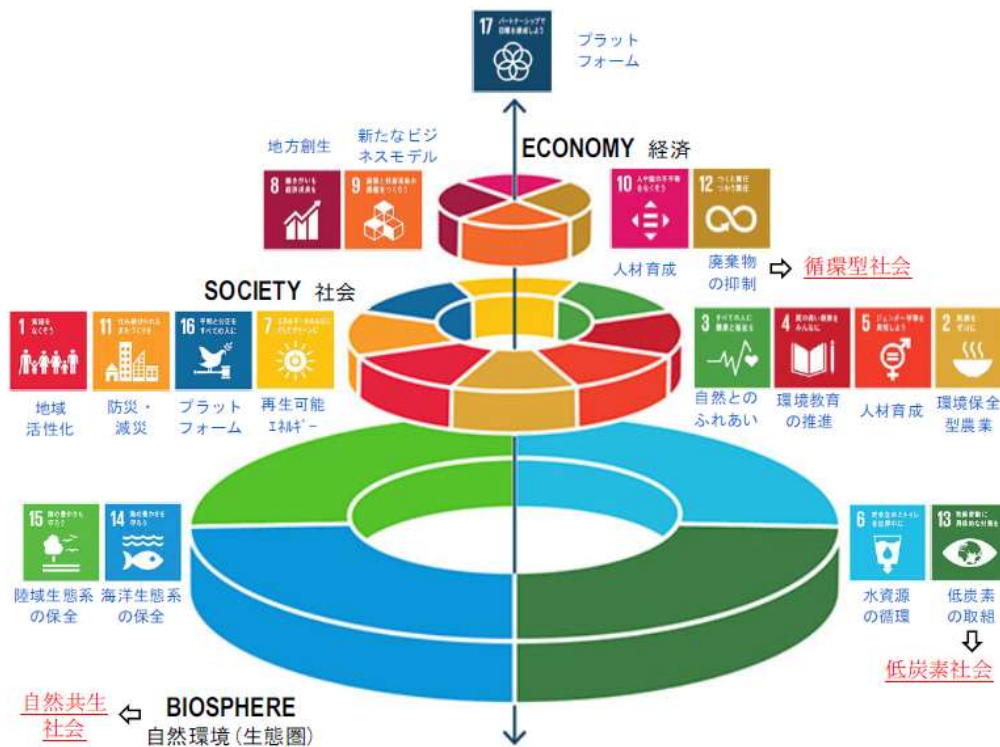
緑地指定等方針図

方針と取組

緑の将来都市像の実現

## コラム SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す開発目標」のことで、2030年を達成年度とする17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。



出典：環境省 森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き

- 緑地や自然環境の保全、地球温暖化防止に関わるターゲットを掲げるものは、次の6つです。
- 「6」：安全な水とトイレを世界中に
  - 「11」：住み続けられるまちづくりを
  - 「12」：つくる責任つかう責任
  - 「13」：気候変動に具体的な対策を
  - 「14」：海の豊かさを守ろう
  - 「15」：陸の豊かさも守ろう

本市は、平成30年(2018年)6月15日に国から「SDGs未来都市及びSDGsモデル事業」に選定されました。提出した提案書では、環境面の取組として「自然・歴史・文化の継承」、「市民の安全な生活基盤づくり」、「環境負荷の低減」、「交流促進」、「市民・NPO・来訪者・企業との共創による環境(景観)活動の推進」等を示しています。

鎌倉市総合計画・第4期基本計画は、このSDGsの視点を盛り込んだ「都市環境を保全・創造するまちへ」を将来目標に掲げており、緑の基本計画もこれに即した計画としています。

本市の緑の施策によるSDGsへの貢献の例については、64ページに記載しています。

図序-4 SDGs